

参考資料 6

食品衛生法に基づく残留農薬基準の設定及び農薬登録失効に伴う登録保留基準の変更について

1. 残留農薬基準設定に伴う作物残留に係る登録保留基準の変更

「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月2日 農林省告示第346号)」第1号イにおいて、作物残留に係る登録保留基準については、食品衛生法第7条第1項の規定に基づく規格(以下、残留農薬基準という。)が設定されている場合はこれを用い、当該基準が設定されていない場合には環境大臣が基準(以下、この基準を「登録保留基準」という。)を定めることとしている。(参考資料5「参考」参照。)

残留農薬基準は、個々の作物毎に、登録保留基準は、作物群毎に基準値が設定されている。ある作物に残留農薬基準が設定された場合、それ以前に設定された当該作物に係る登録保留基準は無効となる。更に登録保留基準の作物群に含まれる全ての作物に残留農薬基準が設定された場合は、混乱が生じないう、当該作物群に係る登録保留基準を削除するための告示改正を行う必要がある。

今般、別紙のとおり、残留農薬基準が設定・変更されることとなった。これに伴い、下表のとおり残留農薬基準と重複を生じる登録保留基準の削除を行う(作物群を構成する作物の一部にのみ残留農薬基準が設定された場合は、変更なしとする。)

オキサジクロメホン

残留農薬基準案 (ppm)	現行登録保留基準 (ppm)	改正案
米(玄米) 0.1	米 0.1	削除

ジクロシメット

残留農薬基準案 (ppm)	現行登録保留基準 (ppm)	改正案
米(玄米) 0.5	米 0.5	削除

テブラロキシジム

残留農薬基準案 (ppm)	現行登録保留基準 (ppm)	改正案
えだまめ 1	さや付未成熟豆類 1	変更なし
にんじん 0.2	根・茎類 0.2	変更なし
たまねぎ 0.5	鱗茎類 0.5	変更なし

やまいも(長いも)	0.2	いも類	0.2	変更なし
大豆	6	大豆	2	削除
小豆類(含インゲン、ササゲ、レンズ)	0.2	大豆以外の豆類	0.2	変更なし
てんさい	0.2	てんさい	0.2	削除

トリネキサパックエチル

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
米(玄米)	0.5	米	0.5	削除

ファミキサドン

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
すいか	0.1	第一大粒果実類	0.1	変更なし
メロン類(果実)	0.1			
ぶどう	2	小粒果実類	2	変更なし
トマト	2	第二果菜類	2	変更なし
きゅうり(含ガーキン)	2			
はくさい	1	第一葉菜類	1	変更なし
たまねぎ	0.5	鱗茎類	0.5	変更なし
ばれいしょ	0.1	いも類	0.1	変更なし
大豆	0.2	大豆	0.2	削除

フェノキサニル

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
米(玄米)	1	米	1	削除

フェントラザミド

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
米(玄米)	0.1	米	0.1	削除

フルアジナム

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
小麦	0.1	小麦	0.1	削除
みかん	0.5	みかん	0.5	削除

なつみかんの果実全体	5	みかん以外のかんきつ	5	削除
レモン	5			
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	5			
グレープフルーツ	5			
ライム	5			
その他のかんきつ	5			
びわ	0.5	第一大粒果実類	0.5	変更なし
もも	0.5			
キウイ	0.5			
りんご	0.5	第二大粒果実類	0.5	変更なし
日本なし	0.5			
西洋なし	0.5			
かき	0.5			
パイナップル	0.5			
ウメ	0.5	小粒果実類	0.5	変更なし
おうとう(含チェリー)	0.5			
ぶどう	0.5			
はくさい	0.1	第一葉菜類	0.1	削除
キャベツ	0.1			
かぶ類(葉)	0.1	第二葉菜類	0.1	変更なし
芽キャベツ	0.1			
カリフラワー	0.1			
ブロッコリー	0.1			
その他のアブラナ科野菜	0.1			
レタス(含チシャ、サラダ菜)	0.1			
ねぎ(含リーキ)	0.1			
アスパラガス	0.1			
その他のゆり科野菜	0.1			
かぶ類(根)	0.05	根・茎類	0.05	変更なし
ゴボウ	0.05			
たまねぎ	0.1	鱗茎類	0.1	変更なし
ばれいしょ	0.1	いも類	0.05	変更なし
やまいも(長いも)	0.05			
小豆類(含インゲン、ササゲ、レンズ)	0.1	大豆以外の豆類	0.1	変更なし
てんさい	0.5	てんさい	0.5	削除
茶	5	茶	5	削除

フルミオキサジン

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
みかん	0.1	みかん	0.1	削除
なつみかんの果実全体	0.1	みかん以外のかんきつ	0.1	削除
レモン	0.1			
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	0.1			
グレープフルーツ	0.1			
ライム	0.1			
その他のかんきつ	0.1			

りんご	0.1	第二大粒果実類	0.1	変更なし
日本なし	0.1			
西洋なし	0.1			
ぶどう	0.1	小粒果実類	0.1	変更なし

フェンピロキシメート

残留農薬基準案	(ppm)	現行登録保留基準	(ppm)	改正案
てんさい	0.05	てんさい	0.1	削除

2. 農薬登録失効に伴い登録保留基準を削除する農薬

有機ニッケル
PMP(ホスメット)
バミドチオン
ピリデート
ジメチリモール
エトプロホス
フェノキサプロップエチル
ピペロホス
ナプロアニリド
CVMP(テトラクロルビンホス)
ジノカップ(DPC)
モノクロトホス
ジコホル(ケルセン)



食安発第 0225001 号
平成 16 年 2 月 25 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 16 年 2 月 25 日厚生労働省告示第 33 号）をもって改正されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 エチクロゼート等 11 農薬について、穀類、豆类、果実、野菜、種実類、茶及びホップに係る残留農薬基準（農産物に残留することが許容される農薬の成分である物質の限度）の追加設定を行うとともに、EPN 等 4 農薬について残留農薬基準を改正したこと。
- 2 今回の改正は平成 16 年 9 月 1 日から適用されるものであること。ただし、残留農薬基準を改正するもののうち一部については、公布日から適用されるものであること。
- 3 追加設定した 11 農薬の成分規格の試験法について、別途通知で定めること。また、残留農薬基準の改正を行ったマレイン酸ヒドラジドの試験法については、現行告示に示す方法を見直し、別途通知で定めること。

第 2 その他

今回改正された残留農薬基準について、農薬ごとに各農産物についてまとめたものは別添 1 及び 2 のとおりである。

なお、平成15年10月28日に薬事・食品衛生審議会から答申された残留農薬基準改正のうち、クロルピリホス及びフェンピロキシメートに係る「ネクタリン」及びフェンピロキシメートに係る「上記以外のきく科野菜」、「パセリ」、「みつば」、「上記以外のせり科野菜」、「上記以外のなす科野菜」及び「マンゴー」については、農薬取締法改正に伴う経緯措置（いわゆるマイナー作物に係る経過措置）と連携し、後日、告示することとした。

別添1(新規)

エチクロゼート

農産物名	基準値 ppm
メロン類果実	5
みかん	5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
上記以外のかんきつ類果実	5
かき	5

オキサジクロメホン

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.1

ジクロシメット

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.5

テブラロキシム

農産物名	基準値 ppm
大豆	6
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.2
やまいも(長いもをいう)	0.2
てんさい	0.2
たまねぎ	0.5
にんじん	0.2
えだまめ	1
綿実	0.2
なたね	0.5

トリネキサパックエチル

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.5

ファモキサドン

農産物名	基準値 ppm
大豆	0.2
ばれいしょ	0.1
はくさい	1
たまねぎ	0.5
トマト	2
きゅうり(ガーキンを含む)	2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
ぶどう	2

フェノキサニル

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	1

フェノキサプロップエチル

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.05
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.01
そば	0.1
上記以外の穀類	0.01
大豆	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.1
らっかせい	0.05
上記以外の豆類	0.01
ばれいしょ	0.1
かんしょ	0.1
てんさい	0.1
キャベツ	0.1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
たまねぎ	0.1
アスパラガス	0.1
にんじん	0.1
未成熟いんげん	0.1
えだまめ	0.1
いちご	0.1
ひまわりの種子	0.1
綿実	0.05
なたね	0.1
上記以外のオイルシード	0.1

: いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

:平成16年9月1日施行

フェントラザミド

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.1

フルアジナム

農産物名	基準値 ppm
小麦	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.1
ばれいしょ	0.1
やまいも(長いもをいう)	0.05
てんさい	0.5
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.1
はくさい	0.1
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
上記以外のあぶらな科野菜	0.1
ごぼう	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.1
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む)	0.1
アスパラガス	0.1
上記以外のゆり科野菜	0.1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
上記以外のかんきつ類果実	5
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
びわ	0.5
もも	0.5
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む)	0.5
ぶどう	0.5
かき	0.5
キウイ	0.5
パイナップル	0.5
茶	5

フルミオキサジン

農産物名	基準値 ppm
大豆	0.02
らっかせい	0.02
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
上記以外のかんきつ類果実	0.1
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
ぶどう	0.1

: いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

:平成16年9月1日施行

別添2(見直し)

EPN

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.1
小麦	0.2
キャベツ	0.1
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
ねぎ(リーキを含む)	0.1
トマト	0.1
ピーマン	0.1
なす	0.1
きゅうり(ガーギンを含む)	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
しょうが	0.1

クロルピリホス

農産物名	基準値 ppm
米(玄米をいう)	0.1
小麦	0.5
大麦	0.2
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.1
そば	0.01
上記以外の穀類	0.75
大豆	0.3
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.1
えんどう	0.05
そらまめ	0.05
らっかせい	0.2
上記以外の豆類	0.05
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.01
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう)	0.01
こんにゃくいも	0.01
上記以外のいも類	0.01
てんさい	0.05
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	2
かぶ類の根	1
かぶ類の葉	0.3
西洋わさび	0.01

クロルピリホス(つづき)

農産物名	基準値 ppm
クレソン	0.01
はくさい	1.0
キャベツ	0.05
芽キャベツ	1.0
ケール	1.0
こまつな	1
きょうな	1
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	1
上記以外のあぶらな科野菜	1
ごぼう	0.01
サルシフィー	0.01
アーティーチョーク	1
チコリ	0.01
エンダイブ	0.01
しゅんぎく	0.01
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.1
上記以外のきく科野菜	0.01
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む)	0.2
にんにく	0.01
アスパラガス	5
わけぎ	0.01
上記以外のゆり科野菜	0.01
にんじん	0.5
パースニップ	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.05
みつば	0.01
上記以外のせり科野菜	0.01
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.2
上記以外のなす科野菜	1
きゅうり(ガーギンを含む)	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.05
しろり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわうり	0.01
上記以外のうり科野菜	0.01
ほうれん草	0.01
オクラ	0.5
しょうが	0.01
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.2

: いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

: 公布日施行

: 平成16年9月1日施行

*: マイナー作物対応

基準値の欄に上記印がないものは、既存の値であり、今回の改正では変更していない。

クロルピリホス(つづき)

農産物名	基準値 ppm
えだまめ	0.3
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.01
上記以外のきのこ類	0.01
上記以外の野菜	0.5
みかん	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
上記以外のかんきつ類果実	1
りんご	1.0
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	1.0
ネクタリン	* 1.0
あんず(アプrikottを含む)	0.05
すもも(プルーンを含む)	1.0
うめ	0.01
おうとう(チェリーを含む)	1
いちご	0.2
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1.0
ハuckleベリー	0.01
上記以外のベリー類果実	1
ぶどう	1.0
かき	0.01
バナナ	3
キウイ	2.0
パパイヤ	0.01
アボガド	0.5
パイナップル	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.3
上記以外の果実	1
ひまわりの種子	0.25
ごまの種子	0.1
べにばなの種子	0.1
綿実	0.05

クロルピリホス(つづき)

農産物名	基準値 ppm
なたね	0.1
上記以外のオイルシード	0.1
ぎんなん	0.01
くり	0.2
ペカン	0.2
アーモンド	0.2
くるみ	0.2
上記以外のナッツ類	0.2
茶	10
ホップ	0.1

フェンピロキシメート

農産物名	基準値 ppm
大豆	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.05
えんどう	0.2
てんさい	0.05
上記以外のきく科野菜	* 0.5
パセリ	* 0.5
みつば	* 2.0
上記以外のせり科野菜	* 0.5
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
上記以外のなす科野菜	* 0.5
きゅうり(ガーキンを含む)	0.5
すいか	1.0
メロン類果実	1.0
上記以外のうり科野菜	0.5
ほうれん草	0.5
未成熟えんどう	2.0
未成熟いんげん	2.0
えだまめ	2.0
上記以外の野菜	5
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	1.0
レモン	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1.0
グレープフルーツ	1.0
ライム	1.0
上記以外のかんきつ類果実	1.0
りんご	0.5
日本なし	1.0
西洋なし	1.0
びわ	0.2
もも	0.1
ネクタリン	* 1.0
おうとう(チェリーを含む)	0.5
いちご	0.5
上記以外のベリー類果実	1.0
ぶどう	2.0
かき	0.5
キウイ	0.1
マンゴー	* 1.0
上記以外の果実	0.5
綿実	0.1
茶	10
ホップ	15

マレイン酸ヒドラジド

農産物名	基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類(いんげん、ささげを含む)	0.2
えんどう	0.2
そらまめ	0.2
らっかせい	0.2
上記以外の豆類	0.2
ばれいしょ	50
さといも類(やつがしらを含む)	0.2
かんしょ	10
やまいも(長いもをいう)	0.2
こんにゃくいも	0.2
上記以外のいも類	0.2
てんさい	15
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.2
かぶ類の根	30
かぶ類の葉	0.2
西洋わさび	0.2
クレソン	0.2
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
ケール	0.2
こまつな	0.2
きょうな	0.2
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.2
上記以外のあぶらな科野菜	0.2
ごぼう	0.2
サルシフィー	0.2
アーティチョーク	0.2
チコリ	0.2
エンダイブ	0.2
しゅんぎく	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.2
上記以外のきく科野菜	0.2
たまねぎ	20
ねぎ(リーキを含む)	0.2
にんにく	50
アスパラガス	10
わけぎ	15
上記以外のゆり科野菜	10
にんじん	30
パースニップ	30
パセリ	0.2
セロリ	0.2

: いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

: 公布日施行

: 平成16年9月1日施行

*: マイナー作物対応

基準値の欄に上記印がないものは、既存の値であり、今回の改正では変更していない。

マレイン酸ヒドラジド(つづき)

農産物名	基準値 ppm
みつば	0.2
上記以外のせり科野菜	0.2
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
上記以外のなす科野菜	0.2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.2
しろうり	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
上記以外のうり科野菜	0.2
ほうれん草	25
オクラ	0.2
しょうが	0.2
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
マッシュルーム	0.2
しいたけ	0.2
上記以外のきのこ類	0.2
上記以外の野菜	30
みかん	35
なつみかんの果実全体	40
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	15
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
上記以外のかんきつ類果実	40
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず(アプリコットを含む)	0.2
すもも(プルーンを含む)	0.2
うめ	0.2
おうとう(チェリーを含む)	0.2
いちご	0.2
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	0.2
クランベリー	0.2
ハuckleベリー	0.2

マレイン酸ヒドラジド(つづき)

農産物名	基準値 ppm
上記以外のベリー類果実	0.2
ぶどう	25
かき	0.2
バナナ	0.2
キウイ	20
パパイヤ	0.2
アボガド	0.2
パイナップル	15
グアバ	0.2
マンゴー	0.2
パッションフルーツ	0.2
なつめやし	0.2
上記以外の果実	0.2
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	0.2
べにばなの種子	0.2
綿実	0.2
なたね	0.2
上記以外のオイルシード	0.2
ぎんなん	0.2
くり	0.2
ペカン	0.2
アーモンド	0.2
くるみ	0.2
上記以外のナッツ類	0.2
茶	0.2
ホップ	0.2